京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)

〔目標〕人権という普遍的文化の構築

目標の実現に向けた基本的な考え方

- 一人ひとりが(の)
 - 生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重されること
 - 能力を発揮し、幸福を追求できること
 - 個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、つながり支え合うこと

社会におけるさまざまな人権問題

同和問題

女性

子ども

高齢者

障害のある人

外国人

ハンセン病・ 感染症・難病患者等

犯罪被害者等

さまざまな 人権問題

社会情勢の変化等に より顕在化している 人権にかかわる課題

総合的かつ計画的な

人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発とは、 「人権という普遍的文化を 構築するために行うあらゆる 学習、教育、研修及び情報に 関する取組」

人権教育・啓発推進の基本方針

- ① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- ② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- ③ 生涯学習としての人権教育・啓発
- ④ 自分のこととして考える人権教育・啓発

人権教育・啓発の推進に関する施策

あらゆる場を通じた 人権教育・啓発の推進

保育所・幼稚園・認定こども園、 学校(小学校・中学校・高等学校・大学等)、 地域社会、家庭、企業・職場

人権に特に関係する職業従事者に 対する研修等の推進

教職員・社会教育関係職員、医療関係者、 保健福祉関係者、消防職員、警察職員、 公務員、メディア関係者等

指導者の養成

計画の

推進体制

人権教育・啓発 資料等の整備 効果的な手法に よる人権教育・ 啓発の実施

調査・研究成果 の活用 相談機関相互の 連携・充実

- 全庁的な推進本部を設置し、関係部局の連携により総合的に計画を推進
- 国、市町村等の公共団体、NPO 等の民間団体との協働関係の構築
- 市町村における人権教育・啓発に関する施策を支援
- 行政と、企業、NPO等多様な主体の協働により計画を推進
- 毎年度、実施方針を定め、施策の実施状況を評価し、以後の施策に反映

京都府人権教育・啓発施策 推進懇話会による評価、 施策の点検